## 明石市議会議長

深山昌明様

## 明石市議会議員

中 西 礼 皇

遠 藤 恒 司

永 井 俊 作

出雲晶三

北 川 貴 則

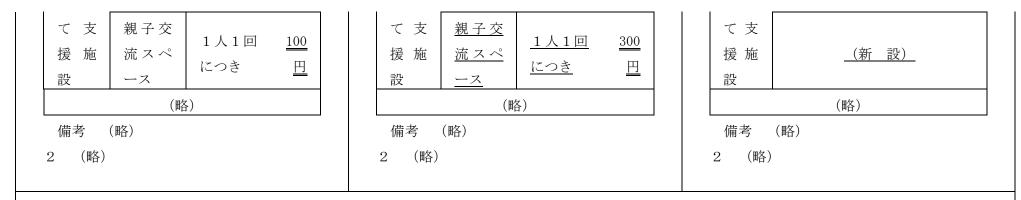
丸 谷 聡 子

議案第8号 あかしこども広場条例の一部を改正する条 例に対する修正動議について

上記の動議を地方自治法第115条の3及び明石市議会会議規則第16条の規定により、別紙修正案を添えて提出します。

あかしこども広場条例の一部を改正する条例に対する修正案 あかしこども広場条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

修 正 後	改正	現 行
(使用料)	(使用料)	(使用料)
第7条 (略)	第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 前2項の規定にかかわらず、中高生世代交	3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲	3 前2項の規定にかかわらず、中高生世代交
流施設の音楽スタジオ又はダンススタジオを	<u>げる</u> 場合にあっては、 <u>当該各号に定める</u> 使用	<u>流施設の音楽スタジオ又はダンススタジオを</u>
使用する者のすべてが小学校就学の始期に達	料は、無料とする。	使用する者のすべてが小学校就学の始期に達
するまでの者、小学生又は中高生世代の児童		するまでの者、小学生又は中高生世代の児童
<u>である</u> 場合にあっては、 <u>当該施設及びその附</u>		<u>である</u> 場合にあっては、 <u>当該施設及びその附</u>
<u>属設備の</u> 使用料は、無料とする。		<u>属設備の</u> 使用料は、無料とする。
<u>(削 る)</u>	(1) 市内に住所を有する者が親子交流スペ	_(新 設)_
	<u>ースを使用する場合</u> <u>当該施設の使用料</u>	
<u>(削 る)</u>	(2) 音楽スタジオ又はダンススタジオを使	_(新 設)_
	用する者のすべてが小学校就学の始期に達	
	<u>するまでの者、小学生又は中高生世代の児</u>	
	童である場合 当該施設及びその附属設備	
	<u>の使用料</u>	
4 (略)	4 (略)	4 (略)
第8条~第18条 (略)	第8条~第18条 (略)	第8条~第18条 (略)
別表(第5条、第7条関係)	別表(第5条、第7条関係)	別表(第5条、第7条関係)
1 施設の使用料	1 施設の使用料	1 施設の使用料
施設の区分等 使用料	施設の区分等 使用料	施設の区分等使用料
子 育 (略)	子育 (略)	子育 (略)



## 備考

- 1 修正部分は、二重線の部分である。
- 2 修正後の欄に「(削 る)」とある場合は、改正の欄の修正部分を削る。
- 3 改正の欄に「(新 設)」とある場合は、修正後の欄の修正部分を加える。

## (修正理由)

本案は、親子交流スペースの使用料を新設しようとする条例案に対して、市民と市民以外の者から一律に使用料を徴収することができるよう、条例の一部を修正しようとするものである。